



除去土壌等の再生利用・県外最終処分に係る 最近の動きについて

令和6年11月5日

環境省

福島県内の除去土壌等の最終処分については、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、法律上「中間貯蔵施設後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要であり、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、減容技術の開発・実証等を行うとともに、これらの取組の安全性等について、IAEAによるレビュー等の状況も含め、積極的かつ分かりやすい情報発信を行うなど、全国に向けた理解醸成活動を推進し、国民の理解・信頼の醸成につなげていく。再生利用先の創出等については、関係省庁等の連携強化等により、政府一体となった体制整備に向けた取組を進め、地元の理解を得ながら具体化を推進する。さらに、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」の目標年度である令和6年度の後に空白の期間が生じないように、それまでの検討結果を踏まえ、福島県外での最終処分に向けた令和7年度以降の取組の進め方を示していく。また、福島県以外の除去土壌等については、処分に向けた取組を進めていく。

※基本方針の変更の経緯

政府においては、2021年度～2025年度を「第2期復興・創生期間」と位置づけ、同期間における取組の検討課題等を盛り込んだ「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を2021年3月に閣議決定。当該基本方針においては、「3年後を目途に必要な見直しを行うものとする」旨が定められていたところ、今回、当該規定に従って見直しが行われたもの。

原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース (令和6年9月25日開催)における復興大臣からの指示事項



風評の払拭に向けては、「風評対策強化指針」、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」、「ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」等に基づき、政府一丸となって取り組んでいる。

引き続き、風評の払拭に向けて、様々な関係者が正確な情報を共有し、リスクコミュニケーションを一層強化することが必要である。

これまでの取組、経験を踏まえ、特に、福島県内の除去土壌に係る再生利用、住民の帰還・立入制限緩和、森林施業実施、食品等規制、農林水産物の風評払拭等について、効果的・効率的にリスクコミュニケーションを展開、促進していくため、以下の施策を検討・実施することを指示する。

1. これまでも科学的根拠に基づく正確な情報を発信したり、対象に応じて分かりやすい情報発信を行ってきたが、これまでの経験等に即して、改めてリスクコミュニケーションの分野横断的な考え方を整理すること。
2. その上で、福島県内の除去土壌に係る再生利用などそれぞれの課題に関し、「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の方法や工夫」等を整理し、関係省庁が取り組む施策をとりまとめること。
3. 復興庁と関係省庁が連携して、放射線の最新の知見等が共有される体制を構築すること。
 - ・これまでの調査研究等で得られた科学的、専門的知見を共有
 - ・関係省庁で作成した様々な媒体、素材を共有
4. 風評払拭のため、引き続き、福島県の思いを受け止めながら、密に連携して発信すること。

※原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースとは

東京電力福島第一原発事故に伴う風評の払拭に向けて政府一丸となって対応するために、復興大臣の下、関係省庁(環境省含む)を構成員として立ち上げられたタスクフォース。過去にはALPS処理水に係る風評払拭に向けて話し合い、「ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」(令和3年8月20日策定)をとりまとめた。2

(別紙)

「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催要領

平成31年4月12日決定
令和6年9月25日変更
原子力災害による風評被害を含む
影響への対策タスクフォース決定

1. 開催趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う風評の払拭については、これまでの取組により一定の成果を上げているものの、福島県産農林水産物の全国平均価格との乖離や教育旅行をはじめとした福島県における観光業への影響など、今もなお風評被害が根強く残っている。

関係省庁においては、産業・生業の再生の大前提であり、被災者が安心して生活を送るためにも必要な風評払拭に全力で取り組む必要がある。そのため、復興大臣の下、関係府省庁からなるタスクフォースを開催し、的確なフォローアップ等を行い、より効果的な施策の実施につなげる。

2. 主な検討事項

- (1) 原子力災害による風評被害を含む影響に対する関係府省庁における取組状況
- (2) その他

3. 構成員

本会議の構成員は別紙のとおりとする。

4. 事務局

本会議の庶務は、復興庁において処理する。

5. 議事の記録等の取扱い

- (1) 事務局は、会議終了後に、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事の記録の作成を行う。また、議事要旨を作成し、公開する。
- (2) 会議の配布資料については、原則公開とする。

6. その他

その助言を得るため、民間有識者等を構成員とする会議と合同で開催することができることとする。

(別紙)

「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」
構成員

復興大臣

復興副大臣

復興庁 事務次官、統括官、審議官、統括官付参事官

内閣府大臣官房政府広報室 室長

内閣府食品安全委員会事務局 事務局長

内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム 事務局長補佐 (※2)

消費者庁 次長 (※2)

外務省 経済局長 (※2)

文部科学省 大臣官房総括審議官

厚生労働省 健康・生活衛生局長

農林水産省 総務審議官 (新事業・食品産物、消費・安全)局長、輸出・国際局長 (※2※3)

経済産業省 大臣官房福島復興推進グループ長

国土交通省 観光庁次長

環境省 環境保健部長 (※2※4)

原子力規制庁 核物質・放射線総括審議官

防衛省 防衛装備庁プロジェクト管理部長

※1 構成員及びオブザーバーは必要に応じて変更することがある。

※2 ALPS処理水に係る対応を議題とする場合、内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チームの構成員を内閣府原子力災害対策本部
庁・汚染水・処理水対策チーム事務局長補佐 (兼) 資源エネルギー庁
庁・汚染水・処理水特別対策監に、消費者庁の構成員を政策立案総括審議
官、農林水産省の構成員を大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、水産
庁次長に変更するとともに、外務省の構成員に軍縮不拡散・科学部長、環
境省の構成員に水・大気環境局長を追加する。

※3 森林施業の再開・木材利用の推進に係る対応を議題とする場合、農林水
産省の構成員に森林整備部長を追加する。

※4 除去土壌の再生利用に係る対応を議題とする場合、環境省の構成員に環
境再生・資源循環局長を追加する。